

道州制特別区域基本方針の一部変更について（案） 新旧対照表

※下線部が改正部分。

改正案	現行
<p>本文</p> <p>3. 広域行政の推進に関し政府が講ずべき措置についての計画及び当該計画の計画期間</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 計画期間等について</p> <p>法第5条第2項第3号に規定する広域行政の推進に関し政府が講ずべき措置についての計画の計画期間は、<u>令和2年度</u>に行った評価の結果を踏まえて延長することとし、平成19年4月1日から<u>令和8年3月31日</u>までの19年間とする。計画期間中に政府が講ずべき措置に変更が生じた場合においては、当該計画期間の残存期間を計画期間とする。</p> <p>また、法第5条第4項に基づき、計画期間が満了することとなる場合において、基本方針の見直しを行い、政府が講ずべき措置の全部又は一部について継続する必要があると認められるときは、本部が作成した基本方針の変更の案について閣議の決定を経た上で、計画期間を更新することができる。</p> <p>関係省庁は、法令の特例措置及び法令の特例措置以外の法令に関</p>	<p>本文</p> <p>3. 広域行政の推進に関し政府が講ずべき措置についての計画及び当該計画の計画期間</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 計画期間等について</p> <p>法第5条第2項第3号に規定する広域行政の推進に関し政府が講ずべき措置についての計画の計画期間は、<u>平成27年度</u>に行った評価の結果を踏まえて延長することとし、平成19年4月1日から<u>平成33年3月31日</u>までの14年間とする。計画期間中に政府が講ずべき措置に変更が生じた場合においては、当該計画期間の残存期間を計画期間とする。</p> <p>また、法第5条第4項に基づき、計画期間が満了することとなる場合において、基本方針の見直しを行い、政府が講ずべき措置の全部又は一部について継続する必要があると認められるときは、本部が作成した基本方針の変更の案について閣議の決定を経た上で、計画期間を更新することができる。</p> <p>関係省庁は、法令の特例措置及び法令の特例措置以外の法令に関</p>

る措置を定める法令並びに交付金の交付に関する措置に係る主務省令（告示を含む。）の案の作成並びにその他提案の趣旨を実現するための措置の実施に当たっては、別表 1 から別表 3 まで及び（1）②に即して作成・実施するとともに、内閣府と所要の調整を行うものとする。さらに、基本方針に基づいて定める政省令（告示を含む。）は、別途、本部において定める時期までのできる限り早い時期に公布し、当該時期に施行するものとする。

する措置を定める法令並びに交付金の交付に関する措置に係る主務省令（告示を含む。）の案の作成並びにその他提案の趣旨を実現するための措置の実施に当たっては、別表 1 から別表 3 まで及び（1）②に即して作成・実施するとともに、内閣府と所要の調整を行うものとする。さらに、基本方針に基づいて定める政省令（告示を含む。）は、別途、本部において定める時期までのできる限り早い時期に公布し、当該時期に施行するものとする。

改正案		現行	
別表 1		別表 1	
番号	2	番号	2
事務・事業の名称	生活保護法第 54 条の 2 第 1 項の規定による国が開設した地域密着型介護老人福祉施設等の指定に関する事務	事務・事業の名称	生活保護法第 54 条の 2 第 1 項の規定による国が開設した地域密着型介護老人福祉施設等の指定に関する事務
法令の特例措置の内容	<p>特定広域団体が次の事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、厚生労働大臣ではなく特定広域団体の知事が次の事務を行うこととする（併せて当該事務に係る罰則の適用に関する規定について所要の措置を講ずる。）。</p> <p>1 生活保護法第 54 条の 2 第 1 項の規定による国（独立行政法人国立病院機構法第 24 条の規定により国とみなされる独立行政法人国立病院機構等を含む。）が開設した地域密着型介護老人福祉施設等の指定</p> <p>2 生活保護法第 54 条の 2 第 5 項の規定において準用する同法第 50 条の 2 の規定による 1 の地域密着型介護老人福祉施設等に係る変更等の届出の受理</p>	法令の特例措置の内容	<p>特定広域団体が次の事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、厚生労働大臣ではなく特定広域団体の知事が次の事務を行うこととする（併せて当該事務に係る罰則の適用に関する規定について所要の措置を講ずる。）。</p> <p>1 生活保護法第 54 条の 2 第 1 項の規定による国（独立行政法人国立病院機構法第 24 条の規定により国とみなされる独立行政法人国立病院機構等を含む。）が開設した地域密着型介護老人福祉施設等の指定</p> <p>2 生活保護法第 54 条の 2 第 4 項の規定において準用する同法第 50 条の 2 の規定による 1 の地域密着型介護老人福祉施設等に係る変更等の届出の受理</p>

	<p>3 生活保護法第 54 条の 2 第 5 項の規定において準用する同法第 51 条第 2 項の規定による 1 の地域密着型介護老人福祉施設等に係る指定の取消し</p> <p>4 生活保護法第 55 条の 3 の規定による 1 の地域密着型介護老人福祉施設等に係る告示</p> <p>5 生活保護法施行規則第 10 条の 6 第 1 項の規定による 1 の地域密着型介護老人福祉施設等に係る指定の申請書の受理</p> <p>6 生活保護法施行規則第 14 条第 3 項に規定する 1 の地域密着型介護老人福祉施設等に係る処分を受けた旨の届出の受理</p> <p>7 生活保護法施行規則第 15 条に規定する 1 の地域密着型介護老人福祉施設等に係る指定の辞退の申出の受理</p>		<p>3 生活保護法第 54 条の 2 第 4 項の規定において準用する同法第 51 条第 2 項の規定による 1 の地域密着型介護老人福祉施設等に係る指定の取消し</p> <p>4 生活保護法第 55 条の 3 の規定による 1 の地域密着型介護老人福祉施設等に係る告示</p> <p>5 生活保護法施行規則第 10 条の 6 第 1 項の規定による 1 の地域密着型介護老人福祉施設等に係る指定の申請書の受理</p> <p>6 生活保護法施行規則第 14 条第 3 項に規定する 1 の地域密着型介護老人福祉施設等に係る処分を受けた旨の届出の受理</p> <p>7 生活保護法施行規則第 15 条に規定する 1 の地域密着型介護老人福祉施設等に係る指定の辞退の申出の受理</p>
関係省庁	厚生労働省	関係省庁	厚生労働省

番号	6	番号	6
事務・事業の名称	水道法施行令(昭和32年政令第336号)第14条第1項及び第4項に規定する水道法(昭和32年法律第177号)の規定による認可等の処分その他の行為に関する事務で同条第1項に規定する特定水源水道事業(同法第3条第12項に規定する給水区域の全部が一の特定広域団体の区域に含まれるものに限る。)に係るもの	事務・事業の名称	水道法施行令(昭和32年政令第336号)第14条第1項及び第4項に規定する水道法(昭和32年法律第177号)の規定による認可等の処分その他の行為に関する事務で同条第1項に規定する特定水源水道事業(同法第3条第12項に規定する給水区域の全部が一の特定広域団体の区域に含まれるものに限る。)に係るもの
法令の特例措置の内容	<p>特定広域団体が水道法の規定による特定水源水道事業の認可等の処分その他の行為に関する事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日(当該公告の日が平成21年4月1日より前である場合には、平成21年4月1日)以後は、厚生労働大臣ではなく特定広域団体の知事が次の事務を行うこととする。(※)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 水道法第6条第1項の規定による水道事業の認可 2 水道法第7条第1項(同法第10条第2項において準用する場合を含む。)の規定による1の認可に係る申請の受理 3 水道法第7条第3項(同法第10条第2項に 	法令の特例措置の内容	<p>特定広域団体が水道法の規定による特定水源水道事業の認可等の処分その他の行為に関する事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日(当該公告の日が平成21年4月1日より前である場合には、平成21年4月1日)以後は、厚生労働大臣ではなく特定広域団体の知事が次の事務を行うこととする。(※)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 水道法第6条第1項の規定による水道事業の認可 2 水道法第7条第1項(同法第10条第2項において準用する場合を含む。)の規定による1の認可に係る申請の受理 3 水道法第7条第3項(同法第10条第2項におい

<p>において準用する場合を含む。)の規定による1の認可に係る申請の記載事項の変更の届出の受理</p> <p>4 水道法第9条第1項(同法第10条第2項において準用する場合を含む。)の規定による1の認可に係る地方公共団体以外の者に対する期限又は条件の附与</p> <p>5 水道法第10条第1項の規定による1の認可に係る変更の認可</p> <p>6 水道法第10条第3項の規定による1の認可に係る軽微な変更の届出の受理</p> <p>7 水道法第11条第1項の規定による1の認可に係る水道事業の休止又は廃止の許可</p> <p>8 水道法第11条第3項の規定による1の認可に係る水道事業の譲渡による廃止の届出の受理</p> <p>9 水道法第13条第1項の規定による1の認可に係る給水開始前の届出の受理</p> <p>10 水道法第14条第5項の規定による1の認可に係る料金の変更の届出の受理</p> <p>11 水道法第14条第6項及び第7項の規定による1の認可に係る供給条件の変更の認可</p> <p>12 水道法第24条の3第2項の規定による水道の管理に関する技術上の業務を委託した旨又は委託</p>	<p>て準用する場合を含む。)の規定による1の認可に係る申請の記載事項の変更の届出の受理</p> <p>4 水道法第9条第1項(同法第10条第2項において準用する場合を含む。)の規定による1の認可に係る地方公共団体以外の者に対する期限又は条件の附与</p> <p>5 水道法第10条第1項の規定による1の認可に係る変更の認可</p> <p>6 水道法第10条第3項の規定による1の認可に係る軽微な変更の届出の受理</p> <p>7 水道法第11条第1項の規定による1の認可に係る水道事業の休止又は廃止の許可</p> <p>8 水道法第11条第2項の規定による1の認可に係る水道事業の譲渡による廃止の届出の受理</p> <p>9 水道法第13条第1項の規定による1の認可に係る給水開始前の届出の受理</p> <p>10 水道法第14条第5項の規定による1の認可に係る料金の変更の届出の受理</p> <p>11 水道法第14条第6項及び第7項の規定による1の認可に係る供給条件の変更の認可</p> <p>12 水道法第24条の3第2項の規定による水道の管理に関する技術上の業務を委託した旨又は委託に係る契約が失効した旨の届出の受理</p>
---	---

<p>に係る契約が失効した旨の届出の受理</p> <p>13 水道法第 35 条第 1 項の規定による 1 の認可の取消し</p> <p>14 水道法第 35 条第 2 項の規定による 1 の認可の取消しの処分の要求の受理</p> <p>15 水道法第 35 条第 3 項の規定による 1 の認可の取消しに係る弁明の機会の付与</p> <p>16 水道法第 36 条第 1 項の規定による 1 の認可に係る施設の改善の指示</p> <p>17 水道法第 36 条第 2 項の規定による 1 の認可に係る水道技術管理者の変更の勧告</p> <p>18 水道法第 37 条の規定による 1 の認可に係る給水停止命令</p> <p>19 水道法第 38 条第 1 項の規定による 1 の認可に係る供給条件の変更の認可を申請すべき旨の命令</p> <p>20 水道法第 38 条第 2 項の規定による 1 の認可に係る供給条件の変更</p> <p>21 水道法第 39 条第 1 項の規定による 1 の認可に係る報告の徴収及び立入検査</p> <p>22 水道法第 41 条の規定による合理化の勧告</p> <p>23 水道法第 42 条第 1 項の規定による地方公共団体による買収の認可（特定広域団体が当事者である場合を除く。）</p>	<p>13 水道法第 35 条第 1 項の規定による 1 の認可の取消し</p> <p>14 水道法第 35 条第 2 項の規定による 1 の認可の取消しの処分の要求の受理</p> <p>15 水道法第 35 条第 3 項の規定による 1 の認可の取消しに係る弁明の機会の付与</p> <p>16 水道法第 36 条第 1 項の規定による 1 の認可に係る施設の改善の指示</p> <p>17 水道法第 36 条第 2 項の規定による 1 の認可に係る水道技術管理者の変更の勧告</p> <p>18 水道法第 37 条の規定による 1 の認可に係る給水停止命令</p> <p>19 水道法第 38 条第 1 項の規定による 1 の認可に係る供給条件の変更の認可を申請すべき旨の命令</p> <p>20 水道法第 38 条第 2 項の規定による 1 の認可に係る供給条件の変更</p> <p>21 水道法第 39 条第 1 項の規定による 1 の認可に係る報告の徴収及び立入検査</p> <p>22 水道法第 41 条の規定による合理化の勧告</p> <p>23 水道法第 42 条第 1 項の規定による地方公共団体による買収の認可（特定広域団体が当事者である場合を除く。）</p> <p>24 水道法第 42 条第 3 項の規定による地方公共団</p>
---	--

<p>24 水道法第 42 条第 3 項の規定による地方公共団体による買収に係る裁定（特定広域団体が当事者である場合を除く。）</p> <p>（※）22 以外の事務にあつては、給水区域の一部が当該計画を作成した一の特定広域団体の区域を越える特定水源水道事業であつて給水人口が 5 万人を超えるものに関するもの、給水区域の全部が当該計画を作成した一の特定広域団体の区域に含まれる特定水源水道事業であつて給水人口が 250 万人を超えるものに関するもの、22 の事務にあつては、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 給水人口の合計が 250 万人を超える 2 以上の水道事業者（特定水源水道事業を経営する者に限る。）間 2) 給水人口が 250 万人を超える水道事業者（特定水源水道事業を経営する者に限る。）と水道用水供給事業者との間 3) 水道事業者と 1 日最大給水量が 125 万 m³ を超える水道用水供給事業者との間に関するもの（いずれも給水区域の全部が当該計画を作成した一の特定広域団体の区域に含まれる特定水源水道事業に関するものに限る。）及び給水区域の一部が当該計画を作成した一の特定広域団体の区域を越える 	<p>体による買収に係る裁定（特定広域団体が当事者である場合を除く。）</p> <p>（※）22 以外の事務にあつては、給水区域の一部が当該計画を作成した一の特定広域団体の区域を越える特定水源水道事業であつて給水人口が 5 万人を超えるものに関するもの、給水区域の全部が当該計画を作成した一の特定広域団体の区域に含まれる特定水源水道事業であつて給水人口が 250 万人を超えるものに関するもの、22 の事務にあつては、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 給水人口の合計が 250 万人を超える 2 以上の水道事業者（特定水源水道事業を経営する者に限る。）間 2) 給水人口が 250 万人を超える水道事業者（特定水源水道事業を経営する者に限る。）と水道用水供給事業者との間 3) 水道事業者と 1 日最大給水量が 125 万 m³ を超える水道用水供給事業者との間に関するもの（いずれも給水区域の全部が当該計画を作成した一の特定広域団体の区域に含まれる特定水源水道事業に関するものに限る。）及び給水区域の一部が当該計画を作成した一の特定広域団体の区域を越える特定水源水道事業（給水人口が 5 万人を超えるも
--	--

	特定水源水道事業（給水人口が5万人を超えるものに限る。）に関するものは、引き続き厚生労働大臣が当該事務を行う。		のに限る。）に関するものは、引き続き厚生労働大臣が当該事務を行う。
関係省庁	厚生労働省	関係省庁	厚生労働省

番号	7	番号	7
事務・事業の名称	水道法施行令 _____ 第 14 条第 2 項及び第 4 項に規定する水道法 _____ の規定による認可等の処分その他の行為に関する事務で同条第 2 項に規定する水道用水供給事業（同法第 3 条第 12 項に規定する給水区域の全部が一の特定広域団体の区域に含まれる同条第 5 項に規定する水道事業者に対してのみその用水を供給するものに限る。）に係るもの	事務・事業の名称	水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）第 14 条第 2 項及び第 4 項に規定する水道法（昭和 32 年法律第 177 号）の規定による認可等の処分その他の行為に関する事務で同条第 2 項に規定する水道用水供給事業（同法第 3 条第 12 項に規定する給水区域の全部が一の特定広域団体の区域に含まれる同条第 5 項に規定する水道事業者に対してのみその用水を供給するものに限る。）に係るもの
法令の特例措置の内容	<p>特定広域団体が水道法の規定による水道用水供給事業の認可等の処分その他の行為に関する事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日（当該公告の日が平成 21 年 4 月 1 日より前である場合には、平成 21 年 4 月 1 日）以後は、厚生労働大臣ではなく特定広域団体の知事が次の事務を行うこととする。（※）</p> <p>1 水道法第 26 条の規定による水道用水供給事業の認可</p> <p>2 水道法第 27 条第 1 項（同法第 30 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による 1 の</p>	法令の特例措置の内容	<p>特定広域団体が水道法の規定による水道用水供給事業の認可等の処分その他の行為に関する事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日（当該公告の日が平成 21 年 4 月 1 日より前である場合には、平成 21 年 4 月 1 日）以後は、厚生労働大臣ではなく特定広域団体の知事が次の事務を行うこととする。（※）</p> <p>1 水道法第 26 条の規定による水道用水供給事業の認可</p> <p>2 水道法第 27 条第 1 項（同法第 30 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による 1 の</p>

<p>認可に係る申請の受理</p> <p>3 水道法第 27 条第 3 項（同法第 30 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による 1 の認可に係る申請の記載事項の変更の届出の受理</p> <p>4 水道法第 29 条第 1 項（同法第 30 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による 1 の認可に係る地方公共団体以外の者に対する条件の付与</p> <p>5 水道法第 30 条第 1 項の規定による 1 の認可に係る変更の認可</p> <p>6 水道法第 30 条第 3 項の規定による 1 の認可に係る軽微な変更の届出の受理</p> <p>7 水道法第 31 条において準用する同法第 11 条第 1 項の規定による 1 の認可に係る水道用水供給事業の休止又は廃止の許可</p> <p>8 水道法第 31 条において準用する同法第 11 条第 3 項の規定による 1 の認可に係る水道用水供給事業の譲渡による廃止の届出の受理</p> <p>9 水道法第 31 条において準用する同法第 13 条第 1 項の規定による 1 の認可に係る給水開始前の届出の受理</p> <p>10 水道法第 31 条において準用する同法第 24 条の 3 第 2 項の規定による水道の管理に関する技</p>	<p>認可に係る申請の受理</p> <p>3 水道法第 27 条第 3 項（同法第 30 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による 1 の認可に係る申請の記載事項の変更の届出の受理</p> <p>4 水道法第 29 条第 1 項（同法第 30 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による 1 の認可に係る地方公共団体以外の者に対する条件の付与</p> <p>5 水道法第 30 条第 1 項の規定による 1 の認可に係る変更の認可</p> <p>6 水道法第 30 条第 3 項の規定による 1 の認可に係る軽微な変更の届出の受理</p> <p>7 水道法第 31 条において準用する同法第 11 条第 1 項の規定による 1 の認可に係る水道用水供給事業の休止又は廃止の許可</p> <p>8 水道法第 31 条において準用する同法第 11 条第 2 項の規定による 1 の認可に係る水道用水供給事業の譲渡による廃止の届出の受理</p> <p>9 水道法第 31 条において準用する同法第 13 条第 1 項の規定による 1 の認可に係る給水開始前の届出の受理</p> <p>10 水道法第 31 条において準用する同法第 24 条の 3 第 2 項の規定による水道の管理に関する技</p>
---	---

<p>術上の業務を委託した旨又は委託に係る契約が失効した旨の届出の受理</p> <p>11 水道法第 35 条第 1 項の規定による 1 の認可の取消し</p> <p>12 水道法第 35 条第 2 項の規定による 1 の認可の取消しの処分の要求の受理</p> <p>13 水道法第 35 条第 3 項の規定による 1 の認可の取消しに係る弁明の機会の付与</p> <p>14 水道法第 36 条第 1 項の規定による 1 の認可に係る施設の改善の指示</p> <p>15 水道法第 36 条第 2 項の規定による 1 の認可に係る水道技術管理者の変更の勧告</p> <p>16 水道法第 37 条の規定による 1 の認可に係る給水停止命令</p> <p>17 水道法第 39 条第 1 項の規定による 1 の認可に係る報告の徴収及び立入検査</p> <p>18 水道法第 41 条の規定による合理化の勧告</p> <p>(※) 18 以外の事務にあつては、給水区域の一部が当該計画を作成した一の特定広域団体の区域を越える水道事業者はその用水を供給する水道用水供給事業にあつては 1 日最大給水量が 2 万 5 千 m³ を超えるものに関するもの、給水区域の全部が当該</p>	<p>術上の業務を委託した旨又は委託に係る契約が失効した旨の届出の受理</p> <p>11 水道法第 35 条第 1 項の規定による 1 の認可の取消し</p> <p>12 水道法第 35 条第 2 項の規定による 1 の認可の取消しの処分の要求の受理</p> <p>13 水道法第 35 条第 3 項の規定による 1 の認可の取消しに係る弁明の機会の付与</p> <p>14 水道法第 36 条第 1 項の規定による 1 の認可に係る施設の改善の指示</p> <p>15 水道法第 36 条第 2 項の規定による 1 の認可に係る水道技術管理者の変更の勧告</p> <p>16 水道法第 37 条の規定による 1 の認可に係る給水停止命令</p> <p>17 水道法第 39 条第 1 項の規定による 1 の認可に係る報告の徴収及び立入検査</p> <p>18 水道法第 41 条の規定による合理化の勧告</p> <p>(※) 18 以外の事務にあつては、給水区域の一部が当該計画を作成した一の特定広域団体の区域を越える水道事業者はその用水を供給する水道用水供給事業にあつては 1 日最大給水量が 2 万 5 千 m³ を超えるものに関するもの、給水区域の全部が当該</p>
---	---

	<p>計画を作成した一の特定広域団体の区域に含まれる水道事業者によるその用水を供給する水道用水供給事業にあっては1日最大給水量が125万m³を超えるものに関するもの、18の事務にあっては、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 1日最大給水量の合計が125万m³を超える2以上の水道用水供給事業者間 2) 給水人口が250万人を超える水道事業者(特定水源水道事業を営業者に限る。)と水道用水供給事業者との間 3) 水道事業者と1日最大給水量が125万m³を超える水道用水供給事業者との間 <p>に関するもの(いずれも給水区域の全部が当該計画を作成した一の特定広域団体の区域に含まれる水道事業者によるその用水を供給する水道用水供給事業に関するものに限る。)及び給水区域の一部が当該計画を作成した一の特定広域団体の区域を越える水道事業者によるその用水を供給する水道用水供給事業(1日最大給水量が2万5千m³を超えるものに限る。)に関するものは、引き続き厚生労働大臣が当該事務を行う。</p>		<p>計画を作成した一の特定広域団体の区域に含まれる水道事業者によるその用水を供給する水道用水供給事業にあっては1日最大給水量が125万m³を超えるものに関するもの、18の事務にあっては、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 1日最大給水量の合計が125万m³を超える2以上の水道用水供給事業者間 2) 給水人口が250万人を超える水道事業者(特定水源水道事業を営業者に限る。)と水道用水供給事業者との間 3) 水道事業者と1日最大給水量が125万m³を超える水道用水供給事業者との間 <p>に関するもの(いずれも給水区域の全部が当該計画を作成した一の特定広域団体の区域に含まれる水道事業者によるその用水を供給する水道用水供給事業に関するものに限る。)及び給水区域の一部が当該計画を作成した一の特定広域団体の区域を越える水道事業者によるその用水を供給する水道用水供給事業(1日最大給水量が2万5千m³を超えるものに限る。)に関するものは、引き続き厚生労働大臣が当該事務を行う。</p>
関係省庁	厚生労働省	関係省庁	厚生労働省

別表 2

番号	2
措置の名称	食品表示に係る都道府県知事が行うことができる措置命令に関する政令の改正
措置の内容	<p>農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 19 条の 14 第 4 項の規定による同条第 1 項の指示に係る措置を採るべき旨の命令について、その主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が一の都道府県の区域内のみにある製造業者等（同法第 14 条第 1 項に規定する製造業者等をいう。）に関するものは、国ではなく当該製造業者等の所在する地域の知事が行うこととし、消費者庁及び消費者委員会設置法及び消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成 21 年政令第 217 号）により、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令（昭和 26 年政令第 291 号）を改正した。</p> <p><u>また、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の、食品の表示に関する規定は、食品</u></p>

別表 2

番号	2
措置の名称	食品表示に係る都道府県知事が行うことができる措置命令に関する政令の改正
措置の内容	<p>農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 19 条の 14 第 4 項の規定による同条第 1 項の指示に係る措置を採るべき旨の命令について、その主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が一の都道府県の区域内のみにある製造業者等（同法第 14 条第 1 項に規定する製造業者等をいう。）に関するものは、国ではなく当該製造業者等の所在する地域の知事が行うこととし、消費者庁及び消費者委員会設置法及び消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成 21 年政令第 217 号）により、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令（昭和 26 年政令第 291 号）を改正した。</p>

	表示法（平成 25 年法律第 70 号）の施行に伴い同法に移管され、同法に基づき、食品表示法第 15 条の規定による権限の委任等に関する政令（平成 27 年政令第 68 号）においても同様の規定を定めている。		
関係省庁	消費者庁	関係省庁	消費者庁、農林水産省
番号	5	新設	
措置の名称	農地転用に係る事務・権限の移譲に関する法律の改正		
措置の内容	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 27 年法律第 50 号。第 5 次一括法）による農地法（昭和 27 年法律第 229 号）の改正により、4 ha を超える農地転用に係る事務・権限については、農林水産大臣への協議を付した上で、都道府県知事又は農林水産大臣が指定する市町村の長への移譲を行うとともに、2 ha を超え 4 ha 以下の農地転用に係る農林水産大臣への協議は廃止した。		
関係省庁	農林水産省		

番号	6	新設
措置の名称	<u>保安林の解除に係る法律の改正</u>	
措置の内容	<u>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 28 年法律第 47 号。第 6 次一括法）により、森林法の一部を改正し、治山事業施行地を含む 4～11 号保安林の解除を行う場合の都道府県の農林水産大臣への同意協議を、同意を要さない協議へ見直した。</u>	
関係省庁	農林水産省	

番号	7	新設
措置の名称	企業立地促進法の改正等	
措置の内容	<p>企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号。以下「企業立地促進法」という。）について、平成 29 年に改正を行い、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に改めた。同法に基づく基本計画に係る同意については、企業立地促進法と同様に事前協議は不要としている。なお、これと合わせて、地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（地域未来投資促進税制）を措置しており、本措置については企業立地促進法とは異なり、対象業種の政令指定は行っていない。</p>	
関係省庁	経済産業省	

番号	8	新設
措置の名称	地域通訳案内士制度の導入	
措置の内容	<p>平成 27 年 9 月より構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）に基づき地域限定特例通訳案内士制度を導入し、地域限定通訳案内士試験における裁量の拡大を実現した。</p> <p>その後、通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 50 号）が、平成 30 年 1 月 4 日に施行され、当改正により新たに「地域通訳案内士」制度の全国展開を図った。</p>	
関係省庁	国土交通省	

番号	<u>9</u>	番号	<u>5</u>
措置の名称	都道府県道の管理の特例に関する法令の改正	措置の名称	都道府県道の管理の特例に関する法令の改正
措置の内容	(略)	措置の内容	(略)
関係省庁	国土交通省	関係省庁	国土交通省
番号	<u>10</u>	番号	<u>6</u>
措置の名称	維持管理に係る負担金制度に関する法律の改正	措置の名称	維持管理に係る負担金制度に関する法律の改正
措置の内容	(略)	措置の内容	(略)
関係省庁	国土交通省	関係省庁	国土交通省

番号	11	番号	7
措置の名称	条例制定権の拡大に向けた法令の改正	措置の名称	条例制定権の拡大に向けた法令の改正
措置の内容	<p>義務付け・枠付けの見直し及び条例制定権の拡大については、「地方分権改革推進計画」（平成 21 年 12 月 15 日閣議決定）、「地域主権戦略大綱」（平成 22 年 6 月 22 日閣議決定）、「義務付け・枠付けの更なる見直しについて」（平成 23 年 11 月 29 日閣議決定）及び「義務付け・枠付けの第 4 次見直しについて」（平成 25 年 3 月 12 日閣議決定）に基づき、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号。第 1 次一括法）、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 105 号。第 2 次一括法）、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 25 年法律第 44 号。第 3 次一括法）等の成立により、所要の法律の整備が行われたところ。</p> <p>また、平成 26 年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入しており、「平成 26 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 27 年 1 月 30</p>	<p>義務付け・枠付けの見直し及び条例制定権の拡大については、「地方分権改革推進計画」（平成 21 年 12 月 15 日閣議決定）、「地域主権戦略大綱」（平成 22 年 6 月 22 日閣議決定）、「義務付け・枠付けの更なる見直しについて」（平成 23 年 11 月 29 日閣議決定）及び「義務付け・枠付けの第 4 次見直しについて」（平成 25 年 3 月 12 日閣議決定）に基づき、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号。第 1 次一括法）、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 105 号。第 2 次一括法）、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 25 年法律第 44 号。第 3 次一括法）等の成立により、所要の法律の整備が行われたところ。</p> <p>また、平成 26 年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入しており、「平成 26 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 27 年 1 月 30</p>	

<p>日閣議決定)、「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成28年12月20日閣議決定)、「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成30年12月25日閣議決定)及び「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和元年12月23日閣議決定)に基づき、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第50号。第5次一括法)、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成29年法律第25号。第7次一括法)、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第26号。第9次一括法)及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和2年法律第41号。第10次一括法)等の成立により、所要の法律の整備が行われたところ。引き続き、「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和2年12月18日閣議決定)に基づき、義務付け・枠付けの見直しを推進することとしている。そのうち、法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を令和3年通常国会に提出する</p>	<p>日閣議決定)に基づき、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第50号。第5次一括法)の成立により、所要の法律の整備が行われたところ。引き続き、「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年12月22日閣議決定)に基づき、義務付け・枠付けの見直しを推進することとしている。そのうち、法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を平成28年通常国会に提出することを予定している。</p>
---	---

	ことを予定している。
関係省庁	内閣府、総務省

番号	12
措置の名称	食品の機能性を表示できる機能性表示食品制度の施行
措置の内容	食品表示法第4条第1項の規定に基づく食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)の施行により、企業等の責任で科学的根拠をもとに食品の機能性を表示できる機能性表示食品制度を創設した。
関係省庁	消費者庁

関係省庁	内閣府、総務省

新設

番号	13	番号	8
措置の名称	普通地方公共団体が私人に徴収又は収納の事務を委託することができる歳入に関する政令の改正	措置の名称	普通地方公共団体が私人に徴収又は収納の事務を委託することができる歳入に関する政令の改正
措置の内容	<p><u>地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成 23 年政令第 410 号）の施行により、普通地方公共団体が私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる歳入として、寄附金を追加した。</u></p> <p><u>また、地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成 29 年政令第 322 号）の施行により、使用料及び手数料に係る延滞金並びに賃貸料、物品売払代金、寄附金及び貸付金の元利償還金に係る遅延損害金を追加した。</u></p>	措置の内容	<p>普通地方公共団体が私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる歳入として、寄附金を追加した（<u>地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成 23 年政令第 410 号）</u>）。</p> <p>※平成 23 年 12 月 26 日公布・施行</p>
関係省庁	総務省	関係省庁	総務省

番号	14
措置の名称	自家用有償旅客運送を行うことができる者等に関する法令の改正
措置の内容	(略)
関係省庁	国土交通省

番号	15
措置の名称	第3種旅行業務等の範囲に関する告示の改正
措置の内容	第3種旅行業務等の範囲について、着地型旅行商品の充実を図るため、平成19年国土交通省告示第445号等の一部を改正する告示（平成30年観光庁告示第9号）により、旅行業法施行規則第1条の3第3号の規定に基づき観光庁長官が定める区域（平成19年国土交通省告示第445号）を改正し、第3種旅行業の募集型企画旅行及び地域限定旅行業の実施について、地域の交通・観光の実態を踏まえた特例として、催行区域の近隣に交通網及び輸送の拠点（交通拠点）がある場合、当該交通拠点の存する市町村の区域を発着する旅行の実施も可能とした。
関係省庁	国土交通省

番号	9
措置の名称	自家用有償旅客運送を行うことができる者等に関する法令の改正
措置の内容	(略)
関係省庁	国土交通省

新設

別表 3

番号	1
措置の名称	地域森林計画及び市町村森林整備計画等に関する通知の発出
措置の内容	<p>森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条に規定する地域森林計画及び同法第 10 条の 5 に規定する市町村森林整備計画について、</p> <p>1）両計画をたてる過程において都道府県及び市町村の双方の意見を反映させること</p> <p>2）両計画において伐採の在り方等を定めることにより、同法第 11 条に規定する <u>森林経営計画</u> を認定する要件とすること</p> <p>3）同法第 10 条の 8 に規定する伐採及び伐採後の造林の届出について、届出書に図面等の添付を求めること</p> <p>が可能である旨、各都道府県林務担当部長あてに「森林計画制度の運用上の留意事項について」（平成 21 年 3 月 12 日付け 20 林整計第 230 号林野庁森林整備部計画課長通知）を発出し、周知している。</p>
関係省庁	農林水産省

別表 3

番号	1
措置の名称	地域森林計画及び市町村森林整備計画等に関する通知の発出
措置の内容	<p>森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条に規定する地域森林計画及び同法第 10 条の 5 に規定する市町村森林整備計画について、</p> <p>1）両計画をたてる過程において都道府県及び市町村の双方の意見を反映させること</p> <p>2）両計画において伐採の在り方等を定めることにより、同法第 11 条に規定する <u>森林施業計画</u> を認定する要件とすること</p> <p>3）同法第 10 条の 8 に規定する伐採及び伐採後の造林の届出について、届出書に図面等の添付を求めること</p> <p>が可能である旨、各都道府県林務担当部長あてに「森林計画制度の運用上の留意事項について」（平成 21 年 3 月 12 日付け 20 林整計第 230 号林野庁森林整備部計画課長通知）を発出し、周知している。</p>
関係省庁	農林水産省

番号	3	番号	3
措置の名称	<u>出入国在留管理行政</u> に関する意見交換会の実施	措置の名称	<u>出入国管理行政</u> に関する意見交換会の実施
措置の内容	北海道の意見の <u>出入国在留管理行政</u> への反映を検討すべく、北海道との定期的な意見交換会を実施する。	措置の内容	北海道の意見の <u>出入国管理行政</u> への反映を検討すべく、北海道との定期的な意見交換会を実施する。
関係省庁	法務省、厚生労働省	関係省庁	法務省、厚生労働省

番号	5	新設
措置の名称	保安林の指定及び指定の解除に関する通知の発 出等	
措置の内容	<p>「<u>地方分権改革推進要綱（第1次）</u>」（平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定）に基づき、 <u>一の都道府県内で完結する水系内の河川を都道府県に移管するのに合わせて重要流域の指定を外すことにより、国による当該重要流域の保安林の指定・解除の権限を都道府県に移譲することとした。</u></p> <p>また、「<u>平成26年の地方からの提案等に関する対応方針</u>」（平成27年1月30日閣議決定）に基づき、 <u>保安林の指定・解除について、一級河川を含まない重要流域について、流域の全ての県から要請があった場合、国と協議を行い、協議が整ったものから重要流域の指定を外すことにより権限の移譲を行うこととした。</u></p>	
関係省庁	林野庁	

番号	<u>6</u>	番号	<u>5</u>
措置の名称	条例による事務処理の特例に関する通知の発出	措置の名称	条例による事務処理の特例に関する通知の発出
措置の内容	(略)	措置の内容	(略)
関係省庁	総務省	関係省庁	総務省
番号	<u>7</u>	番号	<u>6</u>
措置の名称	福祉有償運送に係る運送の区域に関する通達の改正等	措置の名称	福祉有償運送に係る運送の区域に関する通達の改正等
措置の内容	(略)	措置の内容	(略)
関係省庁	国土交通省	関係省庁	国土交通省
番号	<u>8</u>	番号	<u>7</u>
措置の名称	「コミュニティハウス」事業の推進に関する通知の発出	措置の名称	「コミュニティハウス」事業の推進に関する通知の発出
措置の内容	(略)	措置の内容	(略)
関係省庁	厚生労働省	関係省庁	厚生労働省

番号	<u>9</u>	番号	<u>8</u>
措置の名称	道州制特別区域基本方針の変更に係る資料の提供等に関する通知の発出	措置の名称	道州制特別区域基本方針の変更に係る資料の提供等に関する通知の発出
措置の内容	(略)	措置の内容	(略)
関係省庁	内閣官房	関係省庁	内閣官房
番号	<u>10</u>	番号	<u>9</u>
措置の名称	郵便局の活用が可能な地方公共団体事務に関する通知の発出	措置の名称	郵便局の活用が可能な地方公共団体事務に関する通知の発出
措置の内容	(略)	措置の内容	(略)
関係省庁	総務省	関係省庁	総務省
番号	<u>11</u>	番号	<u>10</u>
措置の名称	へき地等における医師の配置基準の緩和に関する通知の発出	措置の名称	へき地等における医師の配置基準の緩和に関する通知の発出
措置の内容	(略)	措置の内容	(略)
関係省庁	厚生労働省	関係省庁	厚生労働省

番号	12	番号	11
措置の名称	自家用有償旅客運送の登録の有効期間の更新の登録等に関する通知の発出	措置の名称	自家用有償旅客運送の登録の有効期間の更新の登録等に関する通知の発出
措置の内容	(略)	措置の内容	(略)
関係省庁	国土交通省	関係省庁	国土交通省
番号	13	番号	12
措置の名称	無償運送として実施可能な範囲等に関する通知の発出	措置の名称	無償運送として実施可能な範囲等に関する通知の発出
措置の内容	(略)	措置の内容	(略)
関係省庁	国土交通省	関係省庁	国土交通省
番号	14	番号	13
措置の名称	特定非営利活動促進法における国税庁との連携に関する通知の発出等	措置の名称	特定非営利活動促進法における国税庁との連携に関する通知の発出等
措置の内容	(略)	措置の内容	(略)
関係省庁	内閣府、国税庁	関係省庁	内閣府、国税庁

番号	15	番号	14
措置の名称	構造方法等の認定に関する通知の発出	措置の名称	構造方法等の認定に関する通知の発出
措置の内容	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 68 条の 25 第 1 項に規定する構造方法等の認定について、郵送による申請書類の提出及び認定書等の交付（申請書類については、対面による確認の必要性が比較的低い建築材料等の認定に係るものに限る。）を可能とする旨を、各指定性能評価機関の長及び各承認性能評価機関の長宛に「 <u>構造方法等の認定申請書の郵送による提出等について</u> 」（平成 28 年 3 月 25 日付け国住指第 4212 号国土交通省住宅局建築指導課長通知）を発出し、周知している。	措置の内容	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 68 条の 25 第 1 項に規定する構造方法等の認定について、郵送による申請書類の提出及び認定書等の交付（申請書類については、対面による確認の必要性が比較的低い建築材料等の認定に係るものに限る。）を可能とする旨を、平成 27 年度中のできるだけ早期に通知する。
関係省庁	国土交通省	関係省庁	国土交通省